

平成27年12月

篠栗町議会第4回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月3日(木)～11日(金) 9日間)

会 期	月	日	曜		開 議 時 刻	摘 要
第1日	12	3	木	本会議	午前10時	開 会
						・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
第2日	12	4	金	考 案 日		
第3日	12	5	土	休 会		閉 庁
第4日	12	6	日	休 会		閉 庁
第5日	12	7	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	12	8	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	9	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	10	木	予 備 日		
第9日	12	11	金	本 会 議	午前10時	・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成27年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成27年12月3日(火) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 12番 , 1番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
63	篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例の制定について	総務建設 常任委員会
64	篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
65	篠栗町債権管理条例の制定について	総務建設 常任委員会
66	篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
67	篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
68	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
69	篠栗町立栗の子保育園の民営化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
70	平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
71	平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
72	平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
73	平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

平成27年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成27年12月7日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	7 番	横山 久義	議 員
2.	12番	荒牧 泰範	議 員
3.	8 番	大楠 英志	議 員
4.	4 番	山田 眞士	議 員
5.	2 番	田辺 弘之	議 員

平成27年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成27年12月11日(金)午前10時開議

- | | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 第1, 議案第63号 | 篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例の制定について |
| 第2, 議案第64号 | 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第3, 議案第65号 | 篠栗町債権管理条例の制定について |
| 第4, 議案第66号 | 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5, 議案第67号 | 篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第6, 議案第68号 | 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7, 議案第69号 | 篠栗町立栗の子保育園の民営化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第8, 議案第70号 | 平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について |
| 第9, 議案第71号 | 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について |
| 第10, 議案第72号 | 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について |
| 第11, 議案第73号 | 平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 第12, 常任委員会の閉会中の継続調査の件 | |

平成27年第4回(12月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

12月3日(開会)

平成27年 第4回 定例会 会議録

日時 平成27年12月3日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古	屋	宏	治	2番	田	辺	弘	之	3番	栗	須	信	治
4番	山	田	眞	士	5番	村	瀬	敬	太	6番	今	長	谷	武
7番	横	山	久	義	8番	大	楠	英	志	9番	阿	部	寛	治
10番	松	田	國	守	11番	阿	高	紀	幸	12番	荒	牧	泰	範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園 長	阿 部 正 博	産業観光課長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上下水道課長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社会教育課長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前 10 時 00 分

○議長(阿部 寛治) 皆様、おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、平成 27 年第 4 回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果は、メールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進めます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、12 番 荒牧泰範議員、1 番 古屋宏治議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 11 日までの 9 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から 12 月 11 日までの 9 日間に決定いたしました。

日程第 3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第 63 号から議案第 73 号までの計 11 議案でございます。

それでは、議案第 63 号から議案第 73 号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 皆様おはようございます。

本日、平成 27 年第 4 回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

提案理由をご説明する前に少しお時間をいただきまして、第 3 回定例会以降の諸情勢についてご報告申し上げます。

10 月 7 日に第 3 次安倍改造内閣がスタートいたしました。

その所信表明といえる同日の記者会見において「少子高齢化に歯止めをかけ、50 年後も人口 1 億人を維持する。そして、高齢者も若者も、女性も男性も、難病や

障がいのある方も、誰もが今よりももう一歩前へ踏み出すことのできる社会をつくる。一億総活躍という輝かしい未来を切り開くため、安倍内閣は新しい挑戦を始めます。

戦後最大のGDP600兆円の実現、希望出生率1.8、介護離職ゼロ。この3つの大きな目標に向かって、新しい三本の矢を力強く放つ。そのための強固な体制を整えることができたと考えております。」と力強く宣言いたしました。

新三本の矢といわれる政策、即「第一の矢：希望を生み出す強い経済」、「第二の矢：夢をつむぐ子育て支援」、「第三の矢：安心につながる社会保障」によって少子高齢化に直面したわが国経済の活性化を図り、包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環を実現しようというものであります。

まず、第一の矢の的：GDP600兆円の実現が第二の矢の的、第三の矢の的を実現する財政的裏づけとなることはいうまでもありません。私たち国民もその推移に関心を持って見守りましょう。

第3次安倍改造内閣がスタートした前日の10月6日にTPP（環太平洋パートナーシップ協定）が大筋合意に達したとの報道がありました。粕屋の地元においては農協を中心に断固反対の声がまだ根強いようございますが、篠栗町のように決して規模の大きくない農家にとっても、智慧の出しようによっては海外との農産物取引において大きな成果を生む可能性を秘めた大筋合意であることから、行政といたしましても、生産者や業者の後押しができるよう、今後も勉強してまいりたいと考えております。

さて、いよいよ「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が完成いたしました。平成27年度初めに、政府から国が示す「長期ビジョン・総合戦略」を踏まえて「地方人口ビジョン・地方版総合戦略」の策定を努力義務と前置きした上で、全国の自治体に策定するよう、示達されました。特色ある実行可能な戦略を立てて、計画的に実行する自治体に交付金を用意するとの内容でありました。私は、それならばこの機会に篠栗町独自の戦略を策定し実行することで、国の求める自立した地方自治体としての新たな一歩を踏み出したいと考えました。

近畿大学の日高健教授を会長にお迎えしての、6回にわたる総合戦略審議会において練り上げられた今回の「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国に倣って4つの基本目標・数値目標を掲げましたが、やはりわが町にとって今後一番の課題である「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」基本目標第3ですが、ここに厚みを持たせた内容といたしました。

「子育て世帯の移住並びに定住化：子育て世帯の増加数300世帯増」を達成することが、2060年に総人口29,000人を維持する肝になると信じております。

一方で、創生総合戦略には具体的目標として掲げておりませんが、これまでの長年の政策によって篠栗町にお住まいの元気な高齢者が、これからも住みやすさと幸福感を味わってもらえるよう、高齢者福祉政策を維持・継続いたします。そのために、他地域からの企業誘致による税収増加や雇用の拡大、結果としての自主財源としての歳入を増やし、これからおとずれる更なる高齢者の増加を担っていけるまちづくりをしたいと考えております。これはある意味、自治をしっかりと確立していくという篠栗町の『自立宣言』であろうかと思えます。国が求める地方創生という政策でありつつも、町らしさをしっかりと形づくる、『地方ガバメントとしての自治』を確立するための新たなスタートにしたいという思いであります。これから2019年までの4年3か月というのは、2060年の人口ビジョンを達成するための大きなきっかけづくりであるということを十分に認識して実行に移してまいりたいと考えております。

去る10月5日に、今泉正敏社会福祉協議会会長が「平成27年度市町村議会議長総務大臣表彰」を受賞されました。3期12年にわたり篠栗町議会議長を務められ、地方自治の発展に功労があったとして高市総務大臣から表彰されたものですが、このことは篠栗町議会のみならず、篠栗町にとっても大変名誉なことであると考えます。心からお祝い申し上げます。

また、11月19日に赤十字事業に功績があったとして、私が銀色有功章をいただきました。これは篠栗町が日本赤十字の支部として長年にわたり行政区を通じてお願いした募金を、日本赤十字社福岡県支部へ寄付し続けたことによるものであります。当日は、日本赤十字社名誉副総裁 常陸宮妃殿下から直々に授かりました。篠栗町にとって大変名誉なことでありましたのでご報告いたしますとともに、長年にわたりご協力いただきました町民の皆様に感謝申し上げます。

12月1日から従業員50人以上の企業による従業員のストレスチェックの義務化がスタートいたしました。同日の西日本新聞に大きく特集が組まれておりましたが、働く人の「心の健康診断」となる制度のスタートであります。同社説には「厚生労働省の調査では、労働者の5割から6割が仕事に強い不安や悩みを抱えながら働いている。勤務上の問題を原因に自殺する人も年間2,000人を超えているという。うつ病などのメンタル疾患を未然に防ぐ端緒となる制度で、従業員に受ける

本議案は、収納課の新設に伴う徴収業務の一元化にあたり、今まで各所管課において管理してきた債権についても一元的に管理する必要があるため、本条例を制定するものであります。

また、本条例の制定に伴い、篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例及び篠栗町立幼稚園条例の一部改正も併せて行うものであります。

議案第 66 号は、「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、福岡県介護保険広域連合事業計画に基づき、本条例に規定する附属機関に「篠栗町地域包括支援センター運営協議会」を追加する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 67 号は、「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日から施行されたこと及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成 27 年 9 月 30 日に公布されたことに伴い、当該条例である篠栗町税条例等の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、納税者の負担軽減及び早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく徴収猶予及び換価の猶予制度について所要の見直しを行うものであります。

議案第 68 号は、「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、平成 28 年 1 月 1 日に番号法が一部施行されることに伴い、住民へ交付される個人番号カードの再交付手数料に関する規定を追加する必要があること、また、住民基本台帳法の一部改正に伴い住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 69 号は、「篠栗町立栗の子保育園の民営化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町立栗の子保育園が平成 28 年 4 月 1 日から民営化されることに伴い、関係条例を整理する必要があるため本条例を制定するものであります。

本条例により廃止が必要な条例は、「篠栗町立保育園設置条例」「篠栗町立栗の子保育園民営化検討委員会条例」「篠栗町立栗の子保育園運営法人選考委員会条例」の 3 条例であります。

また、一部改正が必要な条例は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」「篠栗町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例」の3条例であります。

議案第70号は、「平成27年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1,464万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ、97億8,016万7,000円とするものであります。

主な歳入につきましては、国庫支出金において保育所運営費国庫負担金4,624万4,000円、県支出金において保育所運営費県費負担金2,312万2,000円、特別交付税において3,950万5,000円を増額補正するものであります。

主な歳出につきましては、まず、民生費におきまして、障害児保育事業補助金に1,065万6,000円、児童運営費委託料に9,217万円を追加計上するものであります。

衛生費におきましては、予防事業委託料に437万6,000円、教育費におきまして、勢門小学校教室改修工事に336万7,000円、諸支出金におきまして、後期高齢者医療特別会計繰出金に233万9,000円をそれぞれ追加計上するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、包括業務委託料として7億5,000万円、公共施設ガス供給業務として1,395万6,000円、庁舎環境衛生管理業務委託として93万3,000円、納税通知書ブッキング業務委託114万4,000円の債務負担行為を行うものであります。

次に、地方債の追加につきましては、施設整備事業債の借入限度額を160万円に、災害復旧事業債の借入限度額を40万円にそれぞれ変更するものであります。

議案第71号は、「平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、本年4月以降大幅な増加を続けております一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の補正により、歳入歳出それぞれ6,140万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ38億7,862万4,000円とするものであります。

次に、債務負担行為につきましては、レセプト点検業務委託料として、388万8,000円の債務負担行為を行うものであります。

議案第 72 号は、「平成 27 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」であります。

本議案は、平成 27 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、保険基盤安定負担金額の確定による補正をおこなうことにより、歳入歳出それぞれ 233 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 420 万 5,000 円とするものであります。

議案第 73 号は、「平成 27 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」であります。

本議案は、平成 27 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、起債の償還条件の確定に伴う補正により、第 3 条予算の支出に 71 万 4,000 円を減額し、第 3 条予算の支出総額を 7 億 8,999 万円、第 4 条予算の支出に 1 万円を追加し、第 4 条予算の支出総額を 4 億 3,748 万 5,000 円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 590 万 2,000 円は、損益勘定留保資金等で補填するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいま提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

無いようですので質疑を終わります。

日程第 4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第 63 号から議案第 73 号までの 11 議案を一括議題といたします。

お諮りします。

議案第 63 号から議案第 69 号までの 7 議案につきましては、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に議案第 70 号から議案第 73 号までの補正予算については、議長を除く 11 人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正・副委員長については、申し合わせにより、委員長は、
6 番 今長谷武和議員、副委員長は、5 番 村瀬敬太郎議員です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前 1 0 時 2 5 分